

令和5年度森林施業プランナー育成研修認定制度について

1. 研修認定制度の概要

各都道府県で実施される森林施業プランナー研修のうち一定の要件を満たす研修について、第三者による審査を経て森林施業プランナー協会(以下「協会」という)が認定する制度です。

協会認定一次研修の認定を受けた場合、その認定研修修了者に対して、研修開催都道府県を試験会場とする森林施業プランナー認定試験特別一次試験を実施します。

受験者にとっては旅費負担の軽減となり、研修実施主体にとっては研修生を集めやすくなるといったメリットが考えられます。

2. 研修認定要件

協会認定一次研修の要件は下記のとおりとする。

- ① 「森林施業プランナーテキスト改訂版」を研修テキストとしていること。
- ② 研修テキストの内容が知識として身に付くことを目標とした内容とすることとし、最低限、別表1「協会認定一次研修必要科目一覧」の内容が研修に盛り込まれていること。
- ③ 原則として、10名以上の者が研修を受講する見込みであること。
- ④ 原則として、研修を申請の翌年3月末までに実施すること。

3. 提出書類

- ① 様式1「認定申請書」
- ② 様式2「一次研修対応表」
- ③ 様式3「研修内容の詳細」
- ④ 研修プログラム案

※ 提出書類の様式等はHP「森林施業プランナー協会サイト」よりダウンロードいただけます。

HP [森林施業プランナー協会サイト \(shinrin-planner.com\)](http://shinrin-planner.com)

4. 申請期間

	申請期間	審査 (予定)	結果通知 (予定)
第1期	令和5年4月1日～5月31日	6月末	7月上旬
第2期	令和5年6月1日～10月31日	11月末	12月上旬

5. 特別一次試験について

特別一次試験の一会場当たりの受験者数が、森林施業プランナー育成研修認定制度実施細則第3条-③に定められた人数(10名)に満たなかった場合、研修開催都道府県において試験が実施されない場合があります。

6. お問い合わせ先

森林施業プランナー協会 担当：渡邊・宮下
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル6F
TEL：03-6700-4757
e-mai：jimukyoku1@shinrin-planner.sakura.ne.jp